

現 行

**宮城県地域防災計画  
〔原子力災害対策編〕**

平成25年2月

宮城県防災会議

修 正 案

**宮城県地域防災計画  
〔原子力災害対策編〕**

平成 年 月

**(案)**

宮城県防災会議

現 行		修 正 案	
目 次（抜粋して掲載）		目 次（抜粋して掲載）	
第1章 総 則		第1章 総 則	
第1節 計画の目的	1	第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1	第2節 計画の性格	1
第3節 計画の周知徹底	2	第3節 計画の周知徹底	2
第4節 計画の基礎とすべき災害の想定	2	第4節 計画の基礎とすべき災害の想定	2
第5節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲 (追加)	3	第5節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲	10
第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱	7	第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱	14
第7節 関係機関による応援協力	12	第7節 関係機関による応援協力	15
第8節 原子力防災体制等の整備	12	第8節 原子力防災体制等の整備	21
第2章 原子力災害事前対策		第2章 原子力災害事前対策	
第1節 基本方針	13	第1節 基本方針	22
第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等 の届出の受理	13	第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等 の届出の受理	22
第3節 原子力事業者からの報告の徴収と立入検査	13	第3節 原子力事業者からの報告の徴収と立入検査	22
第4節 原子力防災専門官との連携	13	第4節 原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官との連携	22
第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	13	第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	23
第6節 情報の収集・連絡体制等の整備	14	第6節 情報の収集・連絡体制等の整備	23
第7節 緊急事態応急体制の整備	18	第7節 緊急事態応急体制の整備	28
第8節 住民等への的確な情報伝達体制の整備	21	第8節 住民等への的確な情報伝達体制の整備	33
第9節 モニタリング体制等	22	第9節 モニタリング体制等	34
第10節 緊急時の公衆被ばく線量評価体制の整備	24	第10節 緊急時の公衆被ばく線量評価体制の整備	36
第11節 複合災害に備えた体制の整備	24	第11節 複合災害に備えた体制の整備	36
第12節 人材及び防災資機材の確保に係る連携	24	第12節 人材及び防災資機材の確保に係る連携	36
第13節 避難収容活動体制の整備	24	第13節 避難収容活動体制の整備	37
第14節 飲食物の出荷制限、摂取制限等	27	第14節 飲食物の出荷制限、摂取制限等	41
第15節 緊急輸送活動体制の整備	28	第15節 緊急輸送活動体制の整備	41
第16節 救助・救急及び消火資機材等の整備	29	第16節 救助・救急及び消火資機材等の整備	43
第17節 緊急時医療体制等の整備	29	第17節 被ばく医療体制等の整備	44
第18節 物資の調達、供給活動	30	第18節 物資の調達、供給活動	46
第19節 行政機関の業務継続計画の策定	31	第19節 行政機関の業務継続計画の策定	47
第20節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発	31	第20節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発 及び国際的な情報発信	47
第21節 防災業務関係者の人材育成	32	第21節 防災業務関係者の人材育成	48
第22節 防災訓練等の実施	32	第22節 防災訓練等の実施	49
第23節 原子力発電所上空の飛行規制	34	第23節 原子力発電所上空の飛行規制	50

現 行		修 正 案	
第2 4 節	核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	第2 4 節	核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応
第2 5 節	災害復旧への備え	第2 5 節	放射性物質による環境汚染への対処のための整備
第3 章	緊急事態応急対策	第3 章	緊急事態応急対策
第1 節	基本方針	第1 節	基本方針
第2 節	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	第2 節	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保
第3 節	事故発生初期の措置	第3 節	原子力災害警戒体制
第4 節	活動体制の確立	第4 節	緊急事態応急対策活動体制の確立
第5 節	住民等への的確な情報伝達活動	第5 節	住民等への的確な情報伝達活動
第6 節	放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動	第6 節	放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動
第7 節	屋内退避、避難収容等の防護活動 (第7 節より移動)	第7 節	屋内退避、避難収容等の防護活動
第8 節	緊急輸送活動	第7 節の2	治安の確保及び火災の予防
第9 節	救助・救急及び消火活動	第7 節の3	飲食物の出荷制限、摂取制限等
第1 0 節	緊急時医療活動	第8 節	緊急輸送活動
第1 1 節	労働災害時の緊急被ばく医療活動	第9 節	救助・救急及び消火活動
第1 2 節	核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策	第1 0 節	被ばく医療活動
第1 3 節	自発的支援の受入れ等	第1 1 節	労働災害時の被ばく医療活動
第1 4 節	行政機関の業務継続に係る措置	第1 2 節	核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策
第4 章	原子力災害中長期対策	第1 3 節	自発的支援の受入れ等
第1 節	基本方針	第1 4 節	行政機関の業務継続に係る措置
第2 節	緊急事態解除宣言後の対応	第4 章	原子力災害中長期対策
第3 節	原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	第1 節	基本方針
第4 節	放射性物質による環境汚染への対処	第2 節	緊急事態解除宣言後の対応
第5 節	各種制限措置等の解除	第3 節	原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定
第6 節	環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	第4 節	放射性物質による環境汚染への対処
第7 節	災害地域住民等に係る記録等の作成	第5 節	各種制限措置等の解除
第8 節	風評被害等の影響の軽減	第6 節	環境放射線モニタリングの実施と結果の公表
第9 節	被災者等の生活再建等の支援	第7 節	災害地域住民等に係る記録等の作成
第1 0 節	被災中小企業等に対する支援	第8 節	風評被害等の影響の軽減
第1 1 節	心身の健康相談体制の整備	第9 節	被災者等の生活再建等の支援
第1 2 節	物価の監視	第1 0 節	被災中小企業等に対する支援
第1 3 節	復旧・復興事業からの暴力団排除	第1 1 節	心身の健康相談体制の整備
		第1 2 節	物価の監視
		第1 3 節	復旧・復興事業からの暴力団排除

現 行	修 正 案	備 考
<p>第1章 総 則</p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者（東北電力株式会社その他女川原子力発電所に係る事業者をいう。）の原子炉の運転、核燃料物質等の貯蔵、使用、事業所外運搬（以下「運搬」という。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力発電所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧のために必要な対策について、県、市町村、指定地方公共機関、指定公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災業務又は業務の遂行によって、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。</p> <p>第2節 計画の性格</p> <p>1 宮城県の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画</p> <p>(1) 国の防災基本計画との関係</p> <p>この計画は、宮城県の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。</p> <p>県等関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるような対策を講ずることとし、たとえ複合災害などの不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。</p> <p>(2) 計画の作成又は修正に際し尊重すべき指針</p> <p>宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」を遵守するものとする。</p> <p>(3) 原子力事業者の努め</p> <p>原子力事業者は、事故（放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力発電所</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、<u>原災法第2条第3項の規定による女川原子力発電所に係る原子力事業者（東北電力株式会社）及び核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第5.9条第1項の規定による原子力事業者等から運搬を委託された者の原子炉の運転等（原子炉の運転、核燃料物質等の貯蔵、使用、事業所外運搬（以下「運搬」という。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力発電所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災業務又は業務の遂行によって、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。</u></p> <p>第2節 計画の性格</p> <p>1 宮城県の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画</p> <p>(1) 国の防災基本計画との関係</p> <p>この計画は、宮城県の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。</p> <p>県等関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるような対策を講ずることとし、たとえ複合災害などの不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。</p> <p>(2) 計画の作成又は修正に際し尊重すべき指針</p> <p>宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」を遵守するものとする。</p> <p>(3) 原子力事業者の努め</p> <p>原子力事業者は、事故（放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力発電所</p>	<p>・意見 No.55 反映</p> <p>・記載の適正化</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>外へ放出される事態をいう。以下同じ。)の発生防止、事故の拡大防止及び災害の防止について十分な安全対策を講ずるとともに、事故が万一発生した場合に影響を最小限に食い止めるため、原子力発電所内の防災対策及び原子力発電所外への協力体制に関し原子力事業者防災業務計画に基づき、原子力防災体制の整備に万全を期するように努めるものとする。</p> <p>女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書（資料1-2-1）参照 女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画（資料1-2-2）参照</p> <p>2 宮城県地域防災計画との整合性</p> <p>この計画は、「宮城県地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「宮城県地域防災計画〔風水害等災害対策編〕」、「宮城県地域防災計画（津波災害対策編）」及び「宮城県地域防災計画（地震災害対策編）」等によるものとする。</p> <p>3 市町村地域防災計画との関係</p> <p>市町村が地域防災計画〔原子力災害対策編〕を作成又は修正するにあたっては、この計画を基本とするとし、県の地域防災計画に抵触することのないようにするとともに、具体的な計画を定めておくものとする。</p> <p>なお、県は、市町村の原子力災害対策編の作成又は修正に協力するものとする。</p> <p>4 計画の修正</p> <p>この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は県の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認められる場合にはこれを変更するものとする。</p> <p>第3節 計画の周知徹底</p> <p>この計画は、市町村、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては県民への周知を図るものとする。</p> <p>また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。</p> <p>第4節 計画の基礎とすべき災害の想定</p> <p>原子力発電所からの放射性物質及び放射線の放出形態並びに想定される原子力災害の形態は、過酷事故を含むものとする。</p>	<p>外へ放出される事態をいう。以下同じ。)の発生防止、事故の拡大防止及び災害の防止について十分な安全対策を講ずるとともに、事故が万一発生した場合に影響を最小限に食い止めるため、原子力発電所内の防災対策及び原子力発電所外への協力体制に関し原子力事業者防災業務計画に基づき、原子力防災体制の整備に万全を期するように努めるものとする。</p> <p>女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書（資料1-2-1）参照 女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画（資料1-2-2）参照</p> <p>2 宮城県地域防災計画との整合性</p> <p>この計画は、「宮城県地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「宮城県地域防災計画〔風水害等災害対策編〕」、「宮城県地域防災計画〔津波災害対策編〕」及び「宮城県地域防災計画〔地震災害対策編〕」等によるものとする。</p> <p>3 市町村地域防災計画との関係</p> <p>市町村が地域防災計画〔原子力災害対策編〕を作成又は修正するにあたっては、この計画を基本とするとし、県の地域防災計画に抵触することのないようにするとともに、具体的な計画を定めておくものとする。</p> <p>なお、県は、市町村の原子力災害対策編の作成又は修正に協力するものとする。</p> <p>4 計画の修正</p> <p>この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は県の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認められる場合にはこれを変更するものとする。</p> <p>第3節 計画の周知徹底</p> <p>この計画は、市町村、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては県民への周知を図るものとする。</p> <p>また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。</p> <p>第4節 計画の基礎とすべき災害の想定</p> <p>原子力発電所からの放射性物質及び放射線の放出形態並びに想定される原子力災害の形態は、過酷事故によるものを<u>含むものとする</u>。</p>	<p>・記載の適正化</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>1 原子力発電所の原子炉施設で想定される放出形態</p> <p>過酷事故等において周辺環境に異常に放出され広域に影響を与える可能性の高い放射性物質としては、気体状のクリプトン、キセノン等の希ガス及び揮発性の放射性物質であるヨウ素やこれらに付随して放出されるエアロゾル（気体中に浮遊する微粒子）が挙げられる。</p> <p>これらの放出された放射性物質は、ブルーム（気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団）となって風下方向に移動するが、移動距離が長くなるに当たっては、拡散により濃度は低くなるもの、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高いため、原子力発電所の状況を正確に把握し、放出された放射化学形態等を把握することが重要となる。</p> <p>また、複合災害が発生した場合など、原子力発電所からの液体状の放射性物質が容易に海水中に流出し、海底土等への蓄積を開始して生態系に影響する可能性があるため、原子力事業者はこれを阻止するための対策をとる必要がある。</p> <p>2 過酷事故等により想定される原子力災害の形態</p> <p>原子力発電所の過酷事故等による原子力災害は、人体に対しては原子力発電所の原子炉施設から放出される放射性物質及び放射線による被ばくによるものであり、適切な措置により被ばくの低減を図ることに被ばくの拡大を防止する必要がある。</p> <p>(1) 放射性物質及び放射線による被ばく</p> <p>①外部被ばくは、体外から放射線を受ける場合の被ばくであり、主に原子力発電所の原子炉施設から放出される放射性ブルーム及び地表に沈着等した放射性物質からのガンマ線によって生じる。</p> <p>②内部被ばくは、吸入、経口摂取等によって体内に取り込んだ放射性物質が生体の各所に沈着し、体内組織（甲状腺、肺、骨、胃腸等）が放射線を受けられる場合の被ばくであり、主に電離効果の高いアルファ線及びベータ線によって生じる。</p> <p>(2) 被ばくの低減化措置</p> <p>①放射性ブルーム及び地表に沈着等した放射性物質による外部被ばくは、その放射性物質の濃度及び放射性ブルームによる影響の継続時間に比例する。このため、放射性ブルーム及び地表に沈着等した放射性物質による被ばくを低減化する措置としては、気密性の高い場所への退避及び放射線の遮へい効果の高い場所への退避及び放出源からの風下軸から遠ざかることが有効である。この際、その地域のその時期における卓越した風向き等を</p>	<p>1 原子力発電所の原子炉施設で想定される放出形態</p> <p>過酷事故等において周辺環境に異常に放出され広域に影響を与える可能性の高い放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素及びこれらに付随して放出されるエアロゾル（気体中に浮遊する微粒子）が挙げられる。</p> <p>これらは、ブルーム（気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団）となって風下方向に移動するが、移動距離が長くなるに当たっては、拡散により濃度は低くなるもの、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高いため、原子力発電所の状況を正確に把握し、放出された放射化学形態等を把握することが重要となる。</p> <p>また、複合災害が発生により原子炉施設が損傷した場合などには、原子力発電所から液体中に含まれた放射性物質が容易に海水中に流出し、生態系に影響する可能性があるため、原子力事業者はこれを阻止するための対策をとる必要がある。</p> <p>2 過酷事故等により想定される原子力災害の形態</p> <p>原子力発電所において過酷事故等が発生した場合は、原子炉施設から放出される放射性物質及び原子炉施設内の放射性物質から放出される放射線による被ばくなどの原子力災害が発生するため、適切な措置により被ばくの低減化を図り、被害の拡大を防止する必要がある。</p> <p>(1) 放射線による被ばく</p> <p>①外部被ばくは、体外から放射線を受ける場合の被ばくであり、主に原子炉施設から放出される放射性ブルーム及び地表に沈着等した放射性物質からのガンマ線によって生じる。</p> <p>②内部被ばくは、吸入、経口摂取等によって体内に取り込まれた放射性物質から体内組織（甲状腺、肺、骨、胃腸等）が放射線を受ける場合の被ばくであり、主に電離効果の高いアルファ線及びベータ線によって生じる。</p> <p>(2) 被ばくの低減化措置</p> <p>①放射性ブルーム及び地表に沈着等した放射性物質による外部被ばく線量は、その放射性物質の濃度及び放射性ブルームによる影響の継続時間に比例するため、気密性や放射線の遮へい効果の高い場所への退避及び卓越した風向等を考慮し、放出源の風下軸から遠ざかることが有効である。</p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・意見 No.201 反映</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・意見 No.142 反映</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・意見 No.202 反映</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・意見 No.143 反映</p> <p>・重複記載の削除</p>

現 行	修 正 案	備 考												
<p>考慮し、風下軸からある幅を持った範囲の住民等に対して措置を講じることが重要となる。</p> <p>② 飲食物の経口摂取等による内部被ばくに対しては、<u>周辺住民等が汚染された飲食物を摂取するまでには通常時間的余裕があるため、その間に飲食物中の放射性物質の濃度を定量化し、摂取制限等の対策を講じることが重要となる。</u></p> <p>3 緊急事態における判断基準</p> <p>緊急事態の初期対応段階では、<u>迅速な意思決定ができるよう、緊急事態の区分など以下の判断基準に基づき意思決定を行う。</u></p> <p>(1) 緊急時活動レベル (EAL : Emergency Action Level)</p> <p>初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するための判断基準で、<u>深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等</u>で設定する。</p>	<p>② 飲食物の経口摂取等による内部被ばくに対しては、<u>すみやかに飲食物中の放射性物質の濃度を測定し、摂取制限等の対策を講じることが重要となる。</u></p> <p>3 緊急事態における判断基準</p> <p>緊急事態の初期対応段階では、<u>迅速な意思決定ができるよう以下の判断基準に基づき意思決定を行う。</u></p> <p>(1) 緊急事態区分及び緊急時活動レベル (EAL : Emergency Action Level)</p> <p>初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するため、<u>緊急事態区分を設定し、各機関は当該区分に応じた対応を行うものとする。</u></p> <p>緊急事態区分のどの段階に該当するかの判断は<u>緊急時活動レベルで行うこととなる。これは、表1-4-2のとおり、深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等</u>で設定され、<u>原子力事業者防災業務計画に反映される。原子力事業者は、緊急時活動レベルに応じて、原災法及び原子力事業者防災業務計画に基づき通報・報告等を関係機関に行う。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 記載の適正化</li> <li>• 記載の適正化</li> <li>• 用語の明確化</li> <li>• 用語の説明を追加</li> <li>• 意見 No.28 反映</li> <li>• 意見 No.56 反映</li> <li>• 意見 No.28 反映</li> <li>• 事業者防災業務計画との関係を追加</li> </ul>												
<p>(追加)</p> <p>(2) 運用上の介入レベル (OIL : Operational Intervention Level)</p> <p>環境への放射性物質の放出後、主に確率的影響の発生を低減するための防護措置を実施する際の判断基準で、<u>放射線線量率や環境試料中の放射性物質</u></p>	<p>表1-4-1 緊急事態区分と原災法等の枠組みとの関係</p> <table border="1" data-bbox="911 416 1262 1279"> <thead> <tr> <th>緊急事態区分</th> <th>概 要</th> <th>原災法等との関係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒事態 (Alert)</td> <td>公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、異常事象の発生又はそのおそれがあるため、比較的時間を要する防護措置の準備に着手する段階</td> <td>警戒事象に対応</td> </tr> <tr> <td>施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)</td> <td>公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する段階</td> <td>特定事象に対応 (原災法第10条)</td> </tr> <tr> <td>全面緊急事態 (General Emergency)</td> <td>公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する段階</td> <td>原子力緊急事態に対応 (原災法第15条)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 運用上の介入レベル (OIL : Operational Intervention Level)</p> <p>環境への放射性物質の放出後、主に確率的影響のリスクを低減するための防護措置に係る判断基準で、<u>放射線線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等</u></p>	緊急事態区分	概 要	原災法等との関係	警戒事態 (Alert)	公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、異常事象の発生又はそのおそれがあるため、比較的時間を要する防護措置の準備に着手する段階	警戒事象に対応	施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する段階	特定事象に対応 (原災法第10条)	全面緊急事態 (General Emergency)	公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する段階	原子力緊急事態に対応 (原災法第15条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 原災法による規定と緊急事態区分の関係を追加</li> <li>• 記載の適正化</li> <li>• 記載の適正化</li> </ul>
緊急事態区分	概 要	原災法等との関係												
警戒事態 (Alert)	公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、異常事象の発生又はそのおそれがあるため、比較的時間を要する防護措置の準備に着手する段階	警戒事象に対応												
施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する段階	特定事象に対応 (原災法第10条)												
全面緊急事態 (General Emergency)	公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する段階	原子力緊急事態に対応 (原災法第15条)												

現 行		修 正 案		備 考
<p>質の濃度等の環境において計測可能な値で設定するものとする。</p> <p>緊急時における判断及び防護措置実施の基準 (資料3-2-6)</p>		<p>の環境において計測可能な値で表1-4-3のとおり設定する。</p> <p>原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説 (資料3-2-6)</p> <p>原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報の基準 (資料3-2-3)</p> <p>原子力災害対策特別措置法第15条第1項に係る基準 (資料3-2-4)</p>		
<p>(追加)</p> <p>表1-4-2 緊急事態区分とEALの枠組み</p>				
緊急事態区分	警戒事態 (Alert)	施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	全面緊急事態 (General Emergency)	
原子炉停止機能	原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。		原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができなくなることが確認すること。	
原子炉冷却機能 (冷却材漏えい)	原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の動作を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の動作を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による注水ができないこと。	
原子炉冷却機能 (給水・注水)	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置 (当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。) による注水ができないこと。	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。	
原子炉冷却機能 (残留熱)	原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合	原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合	原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合	



現 行		修 正 案		備 考
(追加)		合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が一部が喪失すること。	合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• EALの全面修正</li> <li>• EALの本編取り込み</li> </ul>
原子炉冷却機能（炉心損傷）			合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。	
電源供給機能（交流電源）	全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。	全ての非常用交流母線の電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が原子力規制委員会が原子力規制委員会規則の基準に適合しない場合には、5分以上）継続すること。	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が原子力規制委員会規則の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。	
電源供給機能（直流電源）		非常用直流母線が一つとなった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一つとなる状態が5分以上継続すること。	全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。	
緊急事態区分		警戒事態 (Alert)	施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	全面緊急事態 (General Emergency)
原子炉停止水位	原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下すること。	原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下すること。	原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下し、当該非常用炉心冷却装置が作動しないこと。	原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下し、当該非常用炉心冷却装置が作動しないこと。
使用済燃料プール水位	使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下し	

現 行		修 正 案		備 考
(追加)				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ EALの全面修正</li> <li>・ EALの本編取り込み</li> </ul>
格納容器圧力逃がし装置の使用		測定できないこと。	原子炉の炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。	<p>ているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p>
格納容器機能		原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にあつたつた通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。	原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。	
バウリ機		燃料被覆管の障壁が喪失した場合には原子炉冷却系の障壁が喪失すること、及び、燃料被覆管の障壁が喪失すること、又は、燃料被覆管の障壁が喪失すること、及び、燃料被覆管の障壁が喪失すること。	燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合には、原子炉格納容器の障壁が喪失すること。	
原子炉制御室		原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。	原子炉制御室が使用できなくなり、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。	
緊急事態区分分類		警 戒 事 態 等 (Alert)	施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	全面緊急事態 (General Emergency)

現 行		修 正 案		備 考
(追加)	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。		<ul style="list-style-type: none"> <li>• EALの全面修正</li> <li>• EALの本編取り込み</li> </ul>
火災又は溢水	重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全上重要な構造物、系統又は機器（「安全機器等」という。）の機能が喪失するおそれがあること。	火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。		
外的事象及びその他事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 当該原子炉施設等立地道府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</li> <li>• 当該原子炉施設等立地道府県において、大津波警報が発表された場合。</li> <li>• 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</li> <li>• オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</li> <li>• その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</li> </ul>	<p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要があること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 意見 No.10 反映</li> </ul>	
周辺監視区域放射線量率	原子力事業所に設置されたモニタリングポスト又は周辺に設置されたモニタリングステーション等により1 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上を検出*	原子力事業所の境界付近において原第1条第1項の規定による放射線測定設備で5 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上を検出		左記の設備及び原第15条第1項第1号の規定による放射線測定設備で5 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上を検出
周辺監視区域放射性物質濃		排気筒、排水口その他これらに類する場所において、事業所の境界付近に達する	左記の場所において、事業所の境界付近に達した場合には前項の線量に相当	

現 行		修 正 案		備 考												
(追加)		度等	<p>した場合に前項の線量に相当すると定めて放射能水準に至った場合</p> <p>水進に至った場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EALの全面修正</li> <li>EALの本編取り込み</li> </ul>												
(追加)		緊急防護措置	<p>表 1-4-3 運用上の介入レベル</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準の種類</th> <th>基準の概要 防護措置の概要</th> <th>初期設定値*1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>OIL1</td> <td> <p>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</p> <p>数時間内を目的に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）</p> </td> <td> <p>500 <math>\mu</math>Sv/h</p> <p>(地上 1m で計測した場合の空間放射線量率*2)</p> </td> </tr> <tr> <td>OIL4</td> <td> <p>不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準</p> <p>避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。</p> </td> <td> <p><math>\beta</math>線：40,000cpm*3 (皮膚から数cmでの検出率の計数率)</p> <p><math>\beta</math>線：13,000cpm*3 【1ヶ 月後の値】 (皮膚から数cmでの検出率の計数率)</p> </td> </tr> <tr> <td>OIL2</td> <td> <p>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物*4の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準</p> <p>1日内を目的に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。</p> </td> <td> <p>20 <math>\mu</math>Sv/h</p> <p>(地上 1m で計測した場合の空間放射線量率*2)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	基準の種類	基準の概要 防護措置の概要	初期設定値*1	OIL1	<p>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</p> <p>数時間内を目的に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）</p>	<p>500 <math>\mu</math>Sv/h</p> <p>(地上 1m で計測した場合の空間放射線量率*2)</p>	OIL4	<p>不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準</p> <p>避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。</p>	<p><math>\beta</math>線：40,000cpm*3 (皮膚から数cmでの検出率の計数率)</p> <p><math>\beta</math>線：13,000cpm*3 【1ヶ 月後の値】 (皮膚から数cmでの検出率の計数率)</p>	OIL2	<p>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物*4の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準</p> <p>1日内を目的に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。</p>	<p>20 <math>\mu</math>Sv/h</p> <p>(地上 1m で計測した場合の空間放射線量率*2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>OILの本編取り込み</li> </ul>
基準の種類	基準の概要 防護措置の概要	初期設定値*1														
OIL1	<p>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</p> <p>数時間内を目的に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）</p>	<p>500 <math>\mu</math>Sv/h</p> <p>(地上 1m で計測した場合の空間放射線量率*2)</p>														
OIL4	<p>不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準</p> <p>避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。</p>	<p><math>\beta</math>線：40,000cpm*3 (皮膚から数cmでの検出率の計数率)</p> <p><math>\beta</math>線：13,000cpm*3 【1ヶ 月後の値】 (皮膚から数cmでの検出率の計数率)</p>														
OIL2	<p>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物*4の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準</p> <p>1日内を目的に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。</p>	<p>20 <math>\mu</math>Sv/h</p> <p>(地上 1m で計測した場合の空間放射線量率*2)</p>														
	早期防護措置	<p>OIL2</p>														
	飲食物摂取	<p>飲食物に係る</p>	<p>OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準</p>	<p>0.5 <math>\mu</math>Sv/h*5 (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率*2)</p>												

現 行	修 正 案	備 考																								
<p>(追加)</p> <p>第5節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲</p> <p>防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、<u>ある程度の増減を考慮しながら、具体的な地域を定めるものとする。</u></p> <p>① 予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）の考え方</p> <p>急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、<u>先述のEALに基づき、即時避難を実施する等、放射性物質</u></p>	<p>第5節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲</p> <p>防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、<u>具体的な地域を定めるものとする。</u></p> <p>① 予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）の考え方</p> <p>急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、<u>先述の緊急事態区分に応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の</u></p>	<p>• 記載の適正化</p> <p>• 記載の適正化</p>																								
<table border="1"> <tr> <th data-bbox="143 1198 263 1279">リグ基準</th> <th colspan="2" data-bbox="143 728 263 1198">放射線核種</th> <th data-bbox="143 436 263 728">野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他</th> </tr> <tr> <td data-bbox="263 1198 462 1279">OIL6</td> <td data-bbox="263 728 462 1198">核種</td> <td data-bbox="462 728 726 1198">飲料水 牛乳・乳製品</td> <td data-bbox="462 436 726 728">2,000Bq/kg<sup>*</sup><sub>6</sub></td> </tr> <tr> <td data-bbox="462 1198 726 1279">経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準</td> <td data-bbox="462 728 726 1198">放射性ヨウ素</td> <td data-bbox="726 728 911 1198">300Bq/kg</td> <td data-bbox="726 436 911 728">500Bq/kg</td> </tr> <tr> <td data-bbox="726 1198 911 1279">1週間内を目的に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施</td> <td data-bbox="726 728 911 1198">放射性セシウム</td> <td data-bbox="911 728 1101 1198">200Bq/kg</td> <td data-bbox="911 436 1101 728">10Bq/kg</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1101 1198 1439 1279"></td> <td data-bbox="1101 728 1439 1198">アルミニウム及び超ウラン元素の核種</td> <td data-bbox="1439 728 1528 1198">1Bq/kg</td> <td data-bbox="1439 436 1528 728">100Bq/kg</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1528 1198 1572 1279"></td> <td data-bbox="1528 728 1572 1198">ウラン</td> <td data-bbox="1572 728 1596 1198">20Bq/kg</td> <td data-bbox="1572 436 1596 728">100Bq/kg</td> </tr> </table> <p>※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値。                  ※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。                  ※3 我が国において広く用いられているβ線の入射面積が20cm<sup>2</sup>の検出器を利用した場合の計数率                  ※4 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。                  ※5 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。                  ※6 根菜、芋類を除く野菜類が対象。</p>			リグ基準	放射線核種		野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	OIL6	核種	飲料水 牛乳・乳製品	2,000Bq/kg <sup>*</sup> <sub>6</sub>	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	放射性ヨウ素	300Bq/kg	500Bq/kg	1週間内を目的に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施	放射性セシウム	200Bq/kg	10Bq/kg		アルミニウム及び超ウラン元素の核種	1Bq/kg	100Bq/kg		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg
リグ基準	放射線核種		野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他																							
OIL6	核種	飲料水 牛乳・乳製品	2,000Bq/kg <sup>*</sup> <sub>6</sub>																							
経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	放射性ヨウ素	300Bq/kg	500Bq/kg																							
1週間内を目的に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施	放射性セシウム	200Bq/kg	10Bq/kg																							
	アルミニウム及び超ウラン元素の核種	1Bq/kg	100Bq/kg																							
	ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg																							

現 行	修 正 案	備 考																								
<p>の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域で、「原子力施設から概ね半径5 k m」が目安となる。</p> <p>②緊急時防護措置を準備する区域（U P Z : Urgent Protective action planning Zone）の考え方</p> <p>確率的影響を最小限に抑えるため、先述のE A L、O I Lに基づき、緊急時防護措置を準備する区域で、「原子力施設から概ね3 0 k m」が目安となる。</p> <p>これらの考え方を踏まえ、本県において原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む市町村は女川町、石巻市（以下「所在市町」という。）、登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町（以下「関係周辺市町」という。所在市町と関係周辺市町を併せて「関係市町」という。）とし、その地域は下表のとおりとする。</p> <p>（1）予防的防護措置を準備する区域（PAZ）</p> <table border="1" data-bbox="646 1276 837 2139"> <thead> <tr> <th>原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む市町村</th> <th>原子力災害対策を重点的に実施すべき地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>女川町</td> <td>高白浜、横浦、大石原浜、野々浜、飯子浜、塚浜、小屋取、桐ヶ崎、竹浦、出島、寺間</td> </tr> <tr> <td>石巻市</td> <td>（茨浜）茨浜、小楨浜 （牡鹿）鮫浦、前網、寄磯、大谷川、谷川、泊</td> </tr> </tbody> </table> <p>（2）緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）</p> <table border="1" data-bbox="901 1276 1441 2139"> <thead> <tr> <th>原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む市町村</th> <th>原子力災害対策を重点的に実施すべき地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>女川町</td> <td>大沢、浦宿一、浦宿二、浦宿三、針浜、旭が丘、上一、上二、上三、上四、上五、西一、西二、黄金、南、小栗、高白浜、横浦、大石原浜、野々浜、飯子浜、塚浜、小屋取、女川一、女川二、大原一、大原二、大原三、大原四、清水一、清水二、清水三、宮ヶ崎、石浜東、石浜西、指ヶ崎、尾浦、尾浦、竹浦、御前浜、指ヶ崎、出島、寺間、江島</td> </tr> <tr> <td>石巻市</td> <td>（石巻）日和が丘一丁目第1、日和が丘一丁目第2、日和が丘二丁目、日和が丘三丁目第1、日和が丘三丁目第2、日和が丘四丁目、大手町、南光町第1、南光町第2、宜山町、門脇町一丁目、羽黒町一丁目第1、羽黒町一丁目第2、中央一丁目第1、中央二丁目第1、中央二丁目第2、中央三丁目、泉町一丁目第1、泉町二丁目第1、泉町二丁目第2、泉町三丁目第1、立町一丁目、立町二丁目、穀町第1、穀町第2、千石町、鉢巻、住吉町一丁目、住吉町二丁目、立町一丁目、立町二丁目、立町三丁目、立町四丁目、立町五丁目、立町六丁目、立町七丁目、立町八丁目、立町九丁目、立町十丁目、立町十一丁目、立町十二丁目、立町十三丁目、立町十四丁目、立町十五丁目、立町十六丁目、立町十七丁目、立町十八丁目、立町十九丁目、立町二十丁目、立町二十一丁目、立町二十二丁目、立町二十三丁目、立町二十四丁目、立町二十五丁目、立町二十六丁目、立町二十七丁目、立町二十八丁目、立町二十九丁目、立町三十丁目、立町三十一丁目、立町三十二丁目、立町三十三丁目、立町三十四丁目、立町三十五丁目、立町三十六丁目、立町三十七丁目、立町三十八丁目、立町三十九丁目、立町四十丁目、立町四十一丁目、立町四十二丁目、立町四十三丁目、立町四十四丁目、立町四十五丁目、立町四十六丁目、立町四十七丁目、立町四十八丁目、立町四十九丁目、立町五十丁目、立町五十一丁目、立町五十二丁目、立町五十三丁目、立町五十四丁目、立町五十五丁目、立町五十六丁目、立町五十七丁目、立町五十八丁目、立町五十九丁目、立町六十丁目、立町六十一丁目、立町六十二丁目、立町六十三丁目、立町六十四丁目、立町六十五丁目、立町六十六丁目、立町六十七丁目、立町六十八丁目、立町六十九丁目、立町七十丁目、立町七十一丁目、立町七十二丁目、立町七十三丁目、立町七十四丁目、立町七十五丁目、立町七十六丁目、立町七十七丁目、立町七十八丁目、立町七十九丁目、立町八十丁目、立町八十一丁目、立町八十二丁目、立町八十三丁目、立町八十四丁目、立町八十五丁目、立町八十六丁目、立町八十七丁目、立町八十八丁目、立町八十九丁目、立町九十丁目、立町九十一丁目、立町九十二丁目、立町九十三丁目、立町九十四丁目、立町九十五丁目、立町九十六丁目、立町九十七丁目、立町九十八丁目、立町九十九丁目、立町一百丁目</td> </tr> </tbody> </table>	原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む市町村	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域	女川町	高白浜、横浦、大石原浜、野々浜、飯子浜、塚浜、小屋取、桐ヶ崎、竹浦、出島、寺間	石巻市	（茨浜）茨浜、小楨浜 （牡鹿）鮫浦、前網、寄磯、大谷川、谷川、泊	原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む市町村	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域	女川町	大沢、浦宿一、浦宿二、浦宿三、針浜、旭が丘、上一、上二、上三、上四、上五、西一、西二、黄金、南、小栗、高白浜、横浦、大石原浜、野々浜、飯子浜、塚浜、小屋取、女川一、女川二、大原一、大原二、大原三、大原四、清水一、清水二、清水三、宮ヶ崎、石浜東、石浜西、指ヶ崎、尾浦、尾浦、竹浦、御前浜、指ヶ崎、出島、寺間、江島	石巻市	（石巻）日和が丘一丁目第1、日和が丘一丁目第2、日和が丘二丁目、日和が丘三丁目第1、日和が丘三丁目第2、日和が丘四丁目、大手町、南光町第1、南光町第2、宜山町、門脇町一丁目、羽黒町一丁目第1、羽黒町一丁目第2、中央一丁目第1、中央二丁目第1、中央二丁目第2、中央三丁目、泉町一丁目第1、泉町二丁目第1、泉町二丁目第2、泉町三丁目第1、立町一丁目、立町二丁目、穀町第1、穀町第2、千石町、鉢巻、住吉町一丁目、住吉町二丁目、立町一丁目、立町二丁目、立町三丁目、立町四丁目、立町五丁目、立町六丁目、立町七丁目、立町八丁目、立町九丁目、立町十丁目、立町十一丁目、立町十二丁目、立町十三丁目、立町十四丁目、立町十五丁目、立町十六丁目、立町十七丁目、立町十八丁目、立町十九丁目、立町二十丁目、立町二十一丁目、立町二十二丁目、立町二十三丁目、立町二十四丁目、立町二十五丁目、立町二十六丁目、立町二十七丁目、立町二十八丁目、立町二十九丁目、立町三十丁目、立町三十一丁目、立町三十二丁目、立町三十三丁目、立町三十四丁目、立町三十五丁目、立町三十六丁目、立町三十七丁目、立町三十八丁目、立町三十九丁目、立町四十丁目、立町四十一丁目、立町四十二丁目、立町四十三丁目、立町四十四丁目、立町四十五丁目、立町四十六丁目、立町四十七丁目、立町四十八丁目、立町四十九丁目、立町五十丁目、立町五十一丁目、立町五十二丁目、立町五十三丁目、立町五十四丁目、立町五十五丁目、立町五十六丁目、立町五十七丁目、立町五十八丁目、立町五十九丁目、立町六十丁目、立町六十一丁目、立町六十二丁目、立町六十三丁目、立町六十四丁目、立町六十五丁目、立町六十六丁目、立町六十七丁目、立町六十八丁目、立町六十九丁目、立町七十丁目、立町七十一丁目、立町七十二丁目、立町七十三丁目、立町七十四丁目、立町七十五丁目、立町七十六丁目、立町七十七丁目、立町七十八丁目、立町七十九丁目、立町八十丁目、立町八十一丁目、立町八十二丁目、立町八十三丁目、立町八十四丁目、立町八十五丁目、立町八十六丁目、立町八十七丁目、立町八十八丁目、立町八十九丁目、立町九十丁目、立町九十一丁目、立町九十二丁目、立町九十三丁目、立町九十四丁目、立町九十五丁目、立町九十六丁目、立町九十七丁目、立町九十八丁目、立町九十九丁目、立町一百丁目	<p>環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域で、「原子力施設から概ね半径5 k m」が目安となる。</p> <p>②緊急時防護措置を準備する区域（U P Z : Urgent Protective action planning Zone）の考え方</p> <p>確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、先述のE A L、O I Lに基づき、緊急時防護措置を準備する区域で、「原子力施設から概ね3 0 k m」が目安となる。</p> <p>これらの考え方を踏まえ、本県において原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む市町村は女川町、石巻市（以下「所在市町」という。）、登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町（以下「関係周辺市町」という。所在市町と関係周辺市町を併せて「関係市町」という。）とし、その地域は下表のとおりとする。</p> <p>（1）予防的防護措置を準備する区域（PAZ）</p> <table border="1" data-bbox="646 156 837 1265"> <thead> <tr> <th>原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む市町村</th> <th>原子力災害対策を重点的に実施すべき地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>女川町</td> <td>高白浜、横浦、大石原浜、野々浜、飯子浜、塚浜、小屋取、桐ヶ崎、竹浦、出島、寺間</td> </tr> <tr> <td>石巻市</td> <td>（茨浜）茨浜、小楨浜 （牡鹿）鮫浦、前網、寄磯、大谷川、谷川、泊</td> </tr> </tbody> </table> <p>（2）緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）</p> <table border="1" data-bbox="901 156 1441 1265"> <thead> <tr> <th>重点区域を含む市町村</th> <th>原子力災害対策を重点的に実施すべき地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>女川町</td> <td>大沢、浦宿一、浦宿二、浦宿三、針浜、旭が丘、上一、上二、上三、上四、上五、西一、西二、黄金、南、小栗、高白浜、横浦、大石原浜、野々浜、飯子浜、塚浜、小屋取、女川一、女川二、大原一、大原二、大原三、大原四、清水一、清水二、清水三、宮ヶ崎、石浜東、石浜西、桐ヶ崎、竹浦、尾浦、尾浦、竹浦、御前浜、指ヶ崎、出島、寺間、江島</td> </tr> <tr> <td>石巻市</td> <td>（石巻）日和が丘一丁目第1、日和が丘一丁目第2、日和が丘二丁目、日和が丘三丁目第1、日和が丘三丁目第2、日和が丘四丁目、大手町、南光町第1、南光町第2、宜山町、門脇町一丁目、羽黒町一丁目第1、羽黒町一丁目第2、中央一丁目第1、中央二丁目第1、中央二丁目第2、中央三丁目、泉町一丁目第1、泉町二丁目第1、泉町二丁目第2、泉町三丁目第1、立町一丁目、立町二丁目、立町三丁目、立町四丁目、立町五丁目、立町六丁目、立町七丁目、立町八丁目、立町九丁目、立町十丁目、立町十一丁目、立町十二丁目、立町十三丁目、立町十四丁目、立町十五丁目、立町十六丁目、立町十七丁目、立町十八丁目、立町十九丁目、立町二十丁目、立町二十一丁目、立町二十二丁目、立町二十三丁目、立町二十四丁目、立町二十五丁目、立町二十六丁目、立町二十七丁目、立町二十八丁目、立町二十九丁目、立町三十丁目、立町三十一丁目、立町三十二丁目、立町三十三丁目、立町三十四丁目、立町三十五丁目、立町三十六丁目、立町三十七丁目、立町三十八丁目、立町三十九丁目、立町四十丁目、立町四十一丁目、立町四十二丁目、立町四十三丁目、立町四十四丁目、立町四十五丁目、立町四十六丁目、立町四十七丁目、立町四十八丁目、立町四十九丁目、立町五十丁目、立町五十一丁目、立町五十二丁目、立町五十三丁目、立町五十四丁目、立町五十五丁目、立町五十六丁目、立町五十七丁目、立町五十八丁目、立町五十九丁目、立町六十丁目、立町六十一丁目、立町六十二丁目、立町六十三丁目、立町六十四丁目、立町六十五丁目、立町六十六丁目、立町六十七丁目、立町六十八丁目、立町六十九丁目、立町七十丁目、立町七十一丁目、立町七十二丁目、立町七十三丁目、立町七十四丁目、立町七十五丁目、立町七十六丁目、立町七十七丁目、立町七十八丁目、立町七十九丁目、立町八十丁目、立町八十一丁目、立町八十二丁目、立町八十三丁目、立町八十四丁目、立町八十五丁目、立町八十六丁目、立町八十七丁目、立町八十八丁目、立町八十九丁目、立町九十丁目、立町九十一丁目、立町九十二丁目、立町九十三丁目、立町九十四丁目、立町九十五丁目、立町九十六丁目、立町九十七丁目、立町九十八丁目、立町九十九丁目、立町一百丁目</td> </tr> </tbody> </table>	原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む市町村	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域	女川町	高白浜、横浦、大石原浜、野々浜、飯子浜、塚浜、小屋取、桐ヶ崎、竹浦、出島、寺間	石巻市	（茨浜）茨浜、小楨浜 （牡鹿）鮫浦、前網、寄磯、大谷川、谷川、泊	重点区域を含む市町村	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域	女川町	大沢、浦宿一、浦宿二、浦宿三、針浜、旭が丘、上一、上二、上三、上四、上五、西一、西二、黄金、南、小栗、高白浜、横浦、大石原浜、野々浜、飯子浜、塚浜、小屋取、女川一、女川二、大原一、大原二、大原三、大原四、清水一、清水二、清水三、宮ヶ崎、石浜東、石浜西、桐ヶ崎、竹浦、尾浦、尾浦、竹浦、御前浜、指ヶ崎、出島、寺間、江島	石巻市	（石巻）日和が丘一丁目第1、日和が丘一丁目第2、日和が丘二丁目、日和が丘三丁目第1、日和が丘三丁目第2、日和が丘四丁目、大手町、南光町第1、南光町第2、宜山町、門脇町一丁目、羽黒町一丁目第1、羽黒町一丁目第2、中央一丁目第1、中央二丁目第1、中央二丁目第2、中央三丁目、泉町一丁目第1、泉町二丁目第1、泉町二丁目第2、泉町三丁目第1、立町一丁目、立町二丁目、立町三丁目、立町四丁目、立町五丁目、立町六丁目、立町七丁目、立町八丁目、立町九丁目、立町十丁目、立町十一丁目、立町十二丁目、立町十三丁目、立町十四丁目、立町十五丁目、立町十六丁目、立町十七丁目、立町十八丁目、立町十九丁目、立町二十丁目、立町二十一丁目、立町二十二丁目、立町二十三丁目、立町二十四丁目、立町二十五丁目、立町二十六丁目、立町二十七丁目、立町二十八丁目、立町二十九丁目、立町三十丁目、立町三十一丁目、立町三十二丁目、立町三十三丁目、立町三十四丁目、立町三十五丁目、立町三十六丁目、立町三十七丁目、立町三十八丁目、立町三十九丁目、立町四十丁目、立町四十一丁目、立町四十二丁目、立町四十三丁目、立町四十四丁目、立町四十五丁目、立町四十六丁目、立町四十七丁目、立町四十八丁目、立町四十九丁目、立町五十丁目、立町五十一丁目、立町五十二丁目、立町五十三丁目、立町五十四丁目、立町五十五丁目、立町五十六丁目、立町五十七丁目、立町五十八丁目、立町五十九丁目、立町六十丁目、立町六十一丁目、立町六十二丁目、立町六十三丁目、立町六十四丁目、立町六十五丁目、立町六十六丁目、立町六十七丁目、立町六十八丁目、立町六十九丁目、立町七十丁目、立町七十一丁目、立町七十二丁目、立町七十三丁目、立町七十四丁目、立町七十五丁目、立町七十六丁目、立町七十七丁目、立町七十八丁目、立町七十九丁目、立町八十丁目、立町八十一丁目、立町八十二丁目、立町八十三丁目、立町八十四丁目、立町八十五丁目、立町八十六丁目、立町八十七丁目、立町八十八丁目、立町八十九丁目、立町九十丁目、立町九十一丁目、立町九十二丁目、立町九十三丁目、立町九十四丁目、立町九十五丁目、立町九十六丁目、立町九十七丁目、立町九十八丁目、立町九十九丁目、立町一百丁目	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化</li> <li>記載の適正化</li> <li>記載の適正化</li> <li>表の罫線等を変更</li> <li>表の罫線等を変更</li> <li>表の罫線等を変更</li> </ul>
原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む市町村	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域																									
女川町	高白浜、横浦、大石原浜、野々浜、飯子浜、塚浜、小屋取、桐ヶ崎、竹浦、出島、寺間																									
石巻市	（茨浜）茨浜、小楨浜 （牡鹿）鮫浦、前網、寄磯、大谷川、谷川、泊																									
原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む市町村	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域																									
女川町	大沢、浦宿一、浦宿二、浦宿三、針浜、旭が丘、上一、上二、上三、上四、上五、西一、西二、黄金、南、小栗、高白浜、横浦、大石原浜、野々浜、飯子浜、塚浜、小屋取、女川一、女川二、大原一、大原二、大原三、大原四、清水一、清水二、清水三、宮ヶ崎、石浜東、石浜西、指ヶ崎、尾浦、尾浦、竹浦、御前浜、指ヶ崎、出島、寺間、江島																									
石巻市	（石巻）日和が丘一丁目第1、日和が丘一丁目第2、日和が丘二丁目、日和が丘三丁目第1、日和が丘三丁目第2、日和が丘四丁目、大手町、南光町第1、南光町第2、宜山町、門脇町一丁目、羽黒町一丁目第1、羽黒町一丁目第2、中央一丁目第1、中央二丁目第1、中央二丁目第2、中央三丁目、泉町一丁目第1、泉町二丁目第1、泉町二丁目第2、泉町三丁目第1、立町一丁目、立町二丁目、穀町第1、穀町第2、千石町、鉢巻、住吉町一丁目、住吉町二丁目、立町一丁目、立町二丁目、立町三丁目、立町四丁目、立町五丁目、立町六丁目、立町七丁目、立町八丁目、立町九丁目、立町十丁目、立町十一丁目、立町十二丁目、立町十三丁目、立町十四丁目、立町十五丁目、立町十六丁目、立町十七丁目、立町十八丁目、立町十九丁目、立町二十丁目、立町二十一丁目、立町二十二丁目、立町二十三丁目、立町二十四丁目、立町二十五丁目、立町二十六丁目、立町二十七丁目、立町二十八丁目、立町二十九丁目、立町三十丁目、立町三十一丁目、立町三十二丁目、立町三十三丁目、立町三十四丁目、立町三十五丁目、立町三十六丁目、立町三十七丁目、立町三十八丁目、立町三十九丁目、立町四十丁目、立町四十一丁目、立町四十二丁目、立町四十三丁目、立町四十四丁目、立町四十五丁目、立町四十六丁目、立町四十七丁目、立町四十八丁目、立町四十九丁目、立町五十丁目、立町五十一丁目、立町五十二丁目、立町五十三丁目、立町五十四丁目、立町五十五丁目、立町五十六丁目、立町五十七丁目、立町五十八丁目、立町五十九丁目、立町六十丁目、立町六十一丁目、立町六十二丁目、立町六十三丁目、立町六十四丁目、立町六十五丁目、立町六十六丁目、立町六十七丁目、立町六十八丁目、立町六十九丁目、立町七十丁目、立町七十一丁目、立町七十二丁目、立町七十三丁目、立町七十四丁目、立町七十五丁目、立町七十六丁目、立町七十七丁目、立町七十八丁目、立町七十九丁目、立町八十丁目、立町八十一丁目、立町八十二丁目、立町八十三丁目、立町八十四丁目、立町八十五丁目、立町八十六丁目、立町八十七丁目、立町八十八丁目、立町八十九丁目、立町九十丁目、立町九十一丁目、立町九十二丁目、立町九十三丁目、立町九十四丁目、立町九十五丁目、立町九十六丁目、立町九十七丁目、立町九十八丁目、立町九十九丁目、立町一百丁目																									
原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む市町村	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域																									
女川町	高白浜、横浦、大石原浜、野々浜、飯子浜、塚浜、小屋取、桐ヶ崎、竹浦、出島、寺間																									
石巻市	（茨浜）茨浜、小楨浜 （牡鹿）鮫浦、前網、寄磯、大谷川、谷川、泊																									
重点区域を含む市町村	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域																									
女川町	大沢、浦宿一、浦宿二、浦宿三、針浜、旭が丘、上一、上二、上三、上四、上五、西一、西二、黄金、南、小栗、高白浜、横浦、大石原浜、野々浜、飯子浜、塚浜、小屋取、女川一、女川二、大原一、大原二、大原三、大原四、清水一、清水二、清水三、宮ヶ崎、石浜東、石浜西、桐ヶ崎、竹浦、尾浦、尾浦、竹浦、御前浜、指ヶ崎、出島、寺間、江島																									
石巻市	（石巻）日和が丘一丁目第1、日和が丘一丁目第2、日和が丘二丁目、日和が丘三丁目第1、日和が丘三丁目第2、日和が丘四丁目、大手町、南光町第1、南光町第2、宜山町、門脇町一丁目、羽黒町一丁目第1、羽黒町一丁目第2、中央一丁目第1、中央二丁目第1、中央二丁目第2、中央三丁目、泉町一丁目第1、泉町二丁目第1、泉町二丁目第2、泉町三丁目第1、立町一丁目、立町二丁目、立町三丁目、立町四丁目、立町五丁目、立町六丁目、立町七丁目、立町八丁目、立町九丁目、立町十丁目、立町十一丁目、立町十二丁目、立町十三丁目、立町十四丁目、立町十五丁目、立町十六丁目、立町十七丁目、立町十八丁目、立町十九丁目、立町二十丁目、立町二十一丁目、立町二十二丁目、立町二十三丁目、立町二十四丁目、立町二十五丁目、立町二十六丁目、立町二十七丁目、立町二十八丁目、立町二十九丁目、立町三十丁目、立町三十一丁目、立町三十二丁目、立町三十三丁目、立町三十四丁目、立町三十五丁目、立町三十六丁目、立町三十七丁目、立町三十八丁目、立町三十九丁目、立町四十丁目、立町四十一丁目、立町四十二丁目、立町四十三丁目、立町四十四丁目、立町四十五丁目、立町四十六丁目、立町四十七丁目、立町四十八丁目、立町四十九丁目、立町五十丁目、立町五十一丁目、立町五十二丁目、立町五十三丁目、立町五十四丁目、立町五十五丁目、立町五十六丁目、立町五十七丁目、立町五十八丁目、立町五十九丁目、立町六十丁目、立町六十一丁目、立町六十二丁目、立町六十三丁目、立町六十四丁目、立町六十五丁目、立町六十六丁目、立町六十七丁目、立町六十八丁目、立町六十九丁目、立町七十丁目、立町七十一丁目、立町七十二丁目、立町七十三丁目、立町七十四丁目、立町七十五丁目、立町七十六丁目、立町七十七丁目、立町七十八丁目、立町七十九丁目、立町八十丁目、立町八十一丁目、立町八十二丁目、立町八十三丁目、立町八十四丁目、立町八十五丁目、立町八十六丁目、立町八十七丁目、立町八十八丁目、立町八十九丁目、立町九十丁目、立町九十一丁目、立町九十二丁目、立町九十三丁目、立町九十四丁目、立町九十五丁目、立町九十六丁目、立町九十七丁目、立町九十八丁目、立町九十九丁目、立町一百丁目																									

現行

目、住吉町二丁目第1、住吉町二丁目第2、駅前北通り一丁目、駅前北通り二丁目、駅前北通り三・四丁目、南中里三丁目、南中里四丁目、中里二・三丁目、中里五・七丁目、中里四丁目、中里六丁目、中里一丁目、中里二丁目、中里一丁目・二・三丁目、元倉一・二丁目、旭町第1、旭町第2、水押公営住宅、水押一丁目、水押二・三丁目、開北二丁目第1、開北二丁目第2、開北三丁目、開北四丁目、大橋一・二・三丁目、水明北一丁目、水明北二丁目、水明南一丁目、水明南二丁目、清水町一丁目、清水町二丁目、新橋第1、新橋第2、山下町一丁目、山下町二丁目、田道町一丁目、田道町二丁目、田道町三丁目、錦町第1、錦町第2、西山町、末広町、双葉町第1、双葉町第2、真山一丁目、真山二丁目、真山三・四・五丁目、明神山、上釜第1、上釜第2、下釜第3、下釜第4、下釜第5、上大街道第1北・東部、上大街道第1北・西部、上大街道第1南・東部、上大街道第1南・西部、上大街道第2、上大街道第3、下大街道第1、下大街道第2東、下大街道第2西、下大街道第3、下大街道第4東、下大街道第4西、不動町一丁目第1、不動町二丁目、藤の巻、八幡町一丁目、八幡町二丁目、田町、湊町一丁目、湊町二丁目、田町、湊町一丁目第1、吉野町一丁目第2、吉野町二丁目、吉野町三丁目、御所入、大門町三・四丁目、明神町一・二丁目、伊原津、鹿妻北第1、鹿妻北第2、鹿妻北第3、鹿妻南一・二丁目、鹿妻南三・四・五丁目、松並、緑町、鹿妻公営住宅、仮設水押球場団地、仮設大橋団地

(渡波)  
鹿松、際、原、千刈田、浜松町、東黄金浜、南黄金浜、栄田第1、栄田第2、松原町、大宮町、長浜町、幸町、渡波町一丁目、榎壇、渡波町二丁目、渡波町三丁目、三和町、後生橋・宇田川町、万石町、塩富町一丁目、塩富町二丁目、祝田1区、祝田2区、佐須、小竹浜、表沢田、流留、うしお町、垂水町、万石浦1区、万石浦2区、仮設渡波第一団地、仮設渡波第二団地、仮設万石浦団地

(稲井)  
南境西部、南境東部、大瓜棚橋、大瓜亀山、大瓜井内、大瓜八津、大瓜入、高木西部、高木東部、水沼西部、水沼東部、真野内原、真野日向影、真野小島、沼津、裏沢田、井内東部、井内西部、仮設開成1・2団地、仮設開成3・4・5・6・14団地、仮設開成7・8団地第1、仮設南境第7団地第1、仮設南境第7団地第2、仮設南境第7団地第3、仮設開成9・10・13団地

(荻浜)  
折浜、蛤浜、桃浦、月浦、侍浜、荻浜、小積浜、牧浜、竹浜、狐崎浜、鹿立浜、福貴浦

修正案

吉町二丁目第1、住吉町二丁目第2、駅前北通り一丁目、駅前北通り二丁目、駅前北通り三・四丁目、南中里三丁目、南中里四丁目、中里二・三丁目、中里五・七丁目、中里四丁目、中里六丁目、中里一丁目、南中里一丁目・二丁目、中里一丁目・二・三丁目、元倉一・二丁目、旭町第1、旭町第2、水押公営住宅、水押一丁目、水押二・三丁目、開北一丁目、開北二丁目第1、開北二丁目第2、開北三丁目、開北四丁目、大橋一・二・三丁目、水明北一丁目、水明北二丁目、水明北三丁目、水明南一丁目、水明南二丁目、清水町一丁目、清水町二丁目、新橋第1、新橋第2、山下町一丁目、山下町二丁目、田道町一丁目、田道町二丁目、錦町第1、錦町第2、西山町、末広町、双葉町第1、双葉町第2、真山一丁目、真山二丁目、真山三・四・五丁目、明神山、上釜第1、上釜第2、下釜第3、下釜第4、下釜第5、上大街道第1北・東部、上大街道第1北・西部、上大街道第1南・東部、上大街道第1南・西部、上大街道第2、上大街道第3、下大街道第1、下大街道第2東、下大街道第2西、下大街道第3、下大街道第4東、下大街道第4西、不動町一丁目第1、不動町二丁目第2、不動町二丁目、藤の巻、八幡町一丁目、八幡町二丁目、田町、湊町一丁目、湊町二丁目、湊町三丁目、湊町四丁目、吉野町一丁目、吉野町二丁目、吉野町三丁目、御所入、大門町三・四丁目、明神町一・二丁目、伊原津、鹿妻北第1、鹿妻北第2、鹿妻北第3、鹿妻南一・二丁目、鹿妻南三・四・五丁目、松並、緑町、鹿妻公営住宅、仮設水押球場団地、仮設大橋団地

(渡波)  
鹿松、際、原、千刈田、浜松町、東黄金浜、南黄金浜、栄田第1、栄田第2、松原町、大宮町、長浜町、幸町、渡波町一丁目、榎壇、渡波町二丁目、渡波町三丁目、三和町、後生橋・宇田川町、万石町、塩富町一丁目、塩富町二丁目、祝田1区、祝田2区、佐須、小竹浜、表沢田、流留、うしお町、垂水町、万石浦1区、万石浦2区、仮設渡波第一団地、仮設渡波第二団地、仮設万石浦団地

(稲井)  
南境西部、南境東部、大瓜棚橋、大瓜亀山、大瓜井内、大瓜八津、大瓜入、高木西部、高木東部、水沼西部、水沼東部、真野内原、真野日向影、真野小島、沼津、裏沢田、井内東部、井内西部、仮設開成1・2団地、仮設開成3・4・5・6・14団地、仮設開成7・8団地、仮設南境第7団地第1、仮設南境第7団地第2、仮設南境第7団地第3、仮設開成9・10・13団地

(荻浜)  
折浜、蛤浜、桃浦、月浦、侍浜、荻浜、小積浜、牧浜、竹浜、狐崎浜、鹿立浜、福貴浦

重点区域を含む市町村

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域

・表の野線等を変更

・表の野線等を変更

現行	修正案	備考
<p>(蛇田) 新橋、境谷地、丸井戸第1、丸井戸第2、中坪第1、中坪第2、谷地第1、谷地第2、谷地第3、新谷地前、上第1、上第2、太田切、福村、裏、沖、仲、浜江場、東前沼第1、東前沼第2、新下前沼、向陽町一丁目、向陽町二丁目第1、向陽町二丁目第2、向陽町三丁目、向陽町四丁目、向陽町五丁目第1、向陽町五丁目第2、あけぼの、仮設蛇田中央団地</p> <p>(田代) 大泊、仁斗田</p> <p>(河北) 成田、飯野川仲町、飯野川上町、飯野川本町、旧屋敷、五味、元相沢、元相野谷、中島上、中島下、中野、牧野集、血貝、馬鞍、五十五人、鶴家、沢田崎山、川の上、後谷地、吉野、岩崎、飯野本地、飯野新田、北境、東福田、大土、梨木舟渡、大森、辻堂、三輪田上、三輪田中、三輪田下、福地、横川、谷地、針岡第一、針岡第二、入釜谷、仮設飯野川校団地、仮設追波川多目的団地、仮設大森第1、2団地、仮設大森第3団地、仮設大森第4団地</p> <p>(雄勝) 名振、荒、船越、大須上、大須下、大須船隠、熊沢、羽坂、桑浜、立浜、大浜、雄勝、水浜</p> <p>(河南) 根方、黒沢、駅前、定川、山崎、和瀨山根、和瀨町上、和瀨町、笈入、中山・上谷地、梅木、新田町、四家、本町、道の・三軒谷地、谷地中、曾波神、中坪、山根、しらさぎ台、新田、青木、朝日、大番所、大沢、箱清水、表沢、俵庭、小崎、飯設押切沼団地、仮設東北電子団地、仮設旭化成団地、仮設前山団地、仮設糠塚団地</p> <p>(桃生) 倉塚、深山・牛田、寺崎舟場、寺崎上、寺崎下、中津山上、中津山下・四軒、城内館下、城内嶺、新田上、新田下、給人町下、神取上、神取下、高須賀下、高須賀上、小池、太田西、拾貫、入沢、櫻崎真・山田、櫻崎西、永井、裏永井、仮設永井・倉塚団地、仮設桃生中津山団地、仮設城内団地</p> <p>(北上) 橋浦本地、橋浦大須上、橋浦大須下、長尾上、長尾下、行人前、二丁谷地、泉沢、中原、要害、大上、追波上、追波下、吉浜、月浜、長塩谷、白浜、小室、小泊、大室、相川上、相川下、小指、大指、小指、にっこり団地</p> <p>(牡鹿) 鮎川第1、鮎川第3、鮎川第5、鮎川第6、金華山、新山、長渡小路、長渡根組、網地、十八成、小淵、給分、大原、小網倉、谷川、</p>	<p>(蛇田) 新橋、境谷地、丸井戸第1、丸井戸第2、中坪第1、中坪第2、谷地第1、谷地第2、谷地第3、新谷地前、上第1、上第2、太田切、福村、裏、沖、仲、浜江場、東前沼第1、東前沼第2、新下前沼、向陽町一丁目、向陽町二丁目第1、向陽町二丁目第2、向陽町三丁目、向陽町四丁目、向陽町五丁目第1、向陽町五丁目第2、あけぼの、仮設蛇田中央団地</p> <p>(田代) 大泊、仁斗田</p> <p>(河北) 成田、飯野川仲町、飯野川上町、飯野川本町、旧屋敷、五味、元相野谷、中島上、中島下、中野、牧野集、血貝、馬鞍、五十五人、鶴家、沢田崎山、川の上、後谷地、吉野、岩崎、飯野本地、飯野新田、北境、東福田、大土、梨木舟渡、大森、辻堂、三輪田上、三輪田中、三輪田下、福地、横川、谷地、針岡第一、針岡第二、入釜谷、仮設飯野川校団地、仮設追波川多目的団地、仮設大森第1、2団地、仮設大森第3団地、仮設大森第4団地</p> <p>(雄勝) 名振、荒、船越、大須上、大須下、大須船隠、熊沢、羽坂、桑浜、立浜、大浜、雄勝、水浜</p> <p>(河南) 根方、黒沢、駅前、定川、山崎、和瀨山根、和瀨町上、和瀨町、笈入、中山・上谷地、梅木、新田町、四家、本町、道の・三軒谷地、谷地中、曾波神、中坪、山根、しらさぎ台、新田、青木、朝日、大番所、大沢、箱清水、表沢、俵庭、小崎、飯設押切沼団地、仮設しらさぎ台団地、仮設東北電子団地、仮設旭化成団地、仮設前山団地、仮設糠塚団地</p> <p>(桃生) 倉塚、深山・牛田、寺崎舟場、寺崎上、寺崎下、中津山上、中津山下・四軒、城内館下、城内嶺、新田上、新田下、給人町下、神取上、神取下、高須賀下、高須賀上、小池、太田西、拾貫、入沢、櫻崎真・山田、櫻崎西、永井、裏永井、仮設永井・倉塚団地、仮設桃生中津山団地、仮設城内団地</p> <p>(北上) 橋浦本地、橋浦大須上、橋浦大須下、長尾上、長尾下、行人前、二丁谷地、泉沢、中原、要害、大上、追波上、追波下、吉浜、月浜、長塩谷、白浜、小室、小泊、大室、相川上、相川下、小指、大指、小指、にっこり団地</p> <p>(牡鹿) 鮎川第1、鮎川第3、鮎川第5、鮎川第6、金華山、新山、長渡小路、長渡根組、網地、十八成、小淵、給分、大原、小網倉、谷川、</p>	<p>石巻市</p> <p>• 表の野線等を変更</p>



現 行		修 正 案		備 考
	<p>(牡鹿) 鮎川第1、鮎川第3、鮎川第5、鮎川第6、金華山、新山、長渡中小路、長渡根組、網地、十八成、小淵、給分、大原、小網倉、谷川、大谷川、鮫浦、泊、前網、奇磯、鮎川小学校団地</p>	<p>大谷川、鮫浦、泊、前網、奇磯、鮎川小学校団地</p>		<p>• 表の罫線等を変更</p>
	<p>(津山) 東下在、西下在、平形、元町第一、元町第二、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、宮町、小川町、石貝、入沢、横山1区、横山2区、横山3区、横山4区、横山5区、横山6区、横山7区、横山8区、横山9区、横山10区、横山11区、横山11区、黄牛町</p>	<p>原子力災害対策を重点的に実施すべき地域</p>		<p>• 表の罫線等を変更</p>
登米市	<p>(豊里) 上町、新町、横町、仲町、川前、下町、西ニツ屋、加々巻、白鳥、白鳥、鴫波、東ニツ屋、浦軒、上谷地、十五貫、大曲、竹花、保手、庚申、花、長根、山根</p>	<p>上町、新町、横町、仲町、川前、下町、西ニツ屋、加々巻、白鳥、鴫波、東ニツ屋、浦軒、上谷地、十五貫、大曲、竹花、保手、庚申、花、長根、山根</p>		
東松島市	<p>(矢本) 上町一、上町二、上町三、北区官舎、駅前、河戸、四反走、西新町、西新町、上河戸一、上河戸二、上河戸三、上河戸四、若葉、下町一、下町二、下町三、下町四、下町五、大溜、美大溜、関の内一、関の内二、関の内三、南浦官舎、立沼、鹿妻一、鹿妻二、前里、手招、前柳、下小松、谷地、五味倉、上納、横沼西、横沼一、横沼二、貝殻塚一、貝殻塚二、照井、御下、中東、寺、六槍、八幡、裏、横間、南一、南二、南三、新川前、南四、南五、南六、南緑、南新二、南新二、南新二、柳上、柳下、柳上、柳下、塩入、表、中、大島、裏一、裏二</p>	<p>(津山) 東下在、西下在、平形、元町第一、元町第二、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、宮町、小川町、石貝、入沢、横山1区、横山2区、横山3区、横山4区、横山5区、横山6区、横山7区、横山8区、横山9区、横山10区、横山11区、横山11区、黄牛町</p>		
東松島市	<p>(鳴瀬) 小野上、小野下、根古、高松、往還上、往還下、平岡、浜市、中下、大谷地、短台</p>	<p>(鳴瀬) 小野上、小野下、根古、高松、往還上、往還下、平岡、浜市、中下、新町、亀岡東、亀岡南、洲崎、大浜、室浜</p>		
浦谷町	<p>大谷地、短台</p>	<p>大谷地、短台</p>		
美里町	<p>小島</p>	<p>小島</p>		
南三陸町	<p>荒町上、荒町下、西戸上、西戸下、折立上、折立下、林、水戸辺、戸辺、在郷上、在郷下、波伝谷上、波伝谷下、津の宮、滝浜、藤浜、長清水、寺浜、大久保</p>	<p>荒町上、荒町下、西戸上、西戸下、折立上、折立下、林、水戸辺、在郷上、在郷下、波伝谷上、波伝谷下、津の宮、滝浜、藤浜、長清水、寺浜、大久保</p>		
浦谷町	<p>大谷地、短台</p>	<p>大谷地、短台</p>		
美里町	<p>小島</p>	<p>小島</p>		
南三陸町	<p>荒町上、荒町下、西戸上、西戸下、折立上、折立下、林、水戸辺、戸辺、在郷上、在郷下、波伝谷上、波伝谷下、津の宮、滝浜、藤浜、長清水、寺浜、大久保</p>	<p>荒町上、荒町下、西戸上、西戸下、折立上、折立下、林、水戸辺、在郷上、在郷下、波伝谷上、波伝谷下、津の宮、滝浜、藤浜、長清水、寺浜、大久保</p>		

女川原子力発電所周辺地域図（資料1-4-3）参照

（追加）

**第5節の2 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の緊急事態区分等に  
応じた防護措置**

（1）原子力施設等の状況に応じた防護措置

• 緊急事態区分と原子力災害対策重点区域に係る防護措置の関係を追加

現 行	修 正 案	備 考																																																																				
<p>(追加)</p> <p>第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>原子力防災に関し、県、関係市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、宮城県地域防災計画〔風水害等災害対策編〕第1章第2節に定める「各機関の役割と業務大綱」を基本に次のとおりとする。</p> <p>1 県</p> <table border="1" data-bbox="970 1276 1436 2148"> <thead> <tr> <th colspan="2">事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>通信体制の整備・強化に関すること。</td></tr> <tr><td>2</td><td>防災対策資料の整備に関すること。</td></tr> <tr><td>3</td><td>防護資機材の整備に関すること。</td></tr> <tr><td>4</td><td>環境モニタリング設備・機器類の整備に関すること。</td></tr> <tr><td>5</td><td>緊急時医療設備等の整備に関すること。</td></tr> <tr><td>6</td><td>防災業務関係者に対する知識の普及及び啓発に関すること。</td></tr> <tr><td>7</td><td>原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。</td></tr> <tr><td>8</td><td>原子力防災訓練の実施に関すること。</td></tr> <tr><td>9</td><td>事故状況等の把握及び通報連絡に関すること。</td></tr> <tr><td>10</td><td>警戒本部の設置・運営に関すること。</td></tr> <tr><td>11</td><td>宮城県災害対策本部の設置・運営に関すること。</td></tr> <tr><td>12</td><td>原子力災害合同対策協議会の運営への協力に関すること。</td></tr> <tr><td>13</td><td>自衛隊の派遣要請に関すること。</td></tr> <tr><td>14</td><td>住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。</td></tr> <tr><td>15</td><td>緊急時モニタリングに関すること。</td></tr> <tr><td>16</td><td>住民等の退避、避難及び立入制限並びに飲食物等の摂取制限等に関すること。</td></tr> </tbody> </table>	事 務 又 は 業 務		1	通信体制の整備・強化に関すること。	2	防災対策資料の整備に関すること。	3	防護資機材の整備に関すること。	4	環境モニタリング設備・機器類の整備に関すること。	5	緊急時医療設備等の整備に関すること。	6	防災業務関係者に対する知識の普及及び啓発に関すること。	7	原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。	8	原子力防災訓練の実施に関すること。	9	事故状況等の把握及び通報連絡に関すること。	10	警戒本部の設置・運営に関すること。	11	宮城県災害対策本部の設置・運営に関すること。	12	原子力災害合同対策協議会の運営への協力に関すること。	13	自衛隊の派遣要請に関すること。	14	住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。	15	緊急時モニタリングに関すること。	16	住民等の退避、避難及び立入制限並びに飲食物等の摂取制限等に関すること。	<p>本章第5節で規定するPAZにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合に、急速に進展する事故においても放射線による確定的影響を回避するため、放射性物質の放出前の段階から、第4節第3項第1号で規定する緊急事態区分に基づき、避難等の予防的防護措置を準備し、実施するものとする。</p> <p>なお、事態の規模や時間的な推移に応じて、国の指示又は独自の判断によりPAZの範囲外においても段階的に避難等の予防的な防護措置を実施するものとする。</p> <p>また、全面緊急事態に至り、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合、本章第5節で規定するUPZにおいて、予防的な防護措置（屋内退避）を原則として実施するものとする。</p> <p>(2) 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置</p> <p>放射性物質が環境へ放出された場合、UPZ及びUPZ外において緊急時の環境放射線モニタリング（以下、「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、第4節第3項第2号で規定するOIL（運用上の介入レベル）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施するものとする。</p> <p>第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>原子力防災に関し、県、関係市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、宮城県地域防災計画〔風水害等災害対策編〕第1章第2節に定める「各機関の役割と業務大綱」を基本に次のとおりとする。</p> <p>1 県</p> <table border="1" data-bbox="970 414 1436 1276"> <thead> <tr> <th colspan="2">事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>通信体制の整備・強化に関すること。</td></tr> <tr><td>2</td><td>防災対策資料の整備に関すること。</td></tr> <tr><td>3</td><td>防護資機材の整備に関すること。</td></tr> <tr><td>4</td><td>環境モニタリング設備・機器類の整備に関すること。</td></tr> <tr><td>5</td><td>被ばく医療設備等の整備に関すること。</td></tr> <tr><td>6</td><td>防災業務関係者に対する知識の普及及び啓発に関すること。</td></tr> <tr><td>7</td><td>原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。</td></tr> <tr><td>8</td><td>原子力防災訓練の実施に関すること。</td></tr> <tr><td>9</td><td>事故状況等の把握及び通報連絡に関すること。</td></tr> <tr><td>10</td><td>原子力災害警戒本部の設置・運営に関すること。</td></tr> <tr><td>11</td><td>宮城県災害対策本部の設置・運営に関すること。</td></tr> <tr><td>12</td><td>原子力災害合同対策協議会の運営への協力に関すること。</td></tr> <tr><td>13</td><td>自衛隊の派遣要請に関すること。</td></tr> <tr><td>14</td><td>住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。</td></tr> <tr><td>15</td><td>緊急時モニタリングに関すること。</td></tr> <tr><td>16</td><td>住民等の退避、避難及び立入制限並びに飲食物等の摂取制限等に関すること。</td></tr> </tbody> </table>	事 務 又 は 業 務		1	通信体制の整備・強化に関すること。	2	防災対策資料の整備に関すること。	3	防護資機材の整備に関すること。	4	環境モニタリング設備・機器類の整備に関すること。	5	被ばく医療設備等の整備に関すること。	6	防災業務関係者に対する知識の普及及び啓発に関すること。	7	原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。	8	原子力防災訓練の実施に関すること。	9	事故状況等の把握及び通報連絡に関すること。	10	原子力災害警戒本部の設置・運営に関すること。	11	宮城県災害対策本部の設置・運営に関すること。	12	原子力災害合同対策協議会の運営への協力に関すること。	13	自衛隊の派遣要請に関すること。	14	住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。	15	緊急時モニタリングに関すること。	16	住民等の退避、避難及び立入制限並びに飲食物等の摂取制限等に関すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 意見 No.128 反映</li> <li>• 意見 No.129 反映</li> <li>• 意見 No.144 反映 (指針の表現反映)</li> <li>• 記載の適正化</li> </ul>
事 務 又 は 業 務																																																																						
1	通信体制の整備・強化に関すること。																																																																					
2	防災対策資料の整備に関すること。																																																																					
3	防護資機材の整備に関すること。																																																																					
4	環境モニタリング設備・機器類の整備に関すること。																																																																					
5	緊急時医療設備等の整備に関すること。																																																																					
6	防災業務関係者に対する知識の普及及び啓発に関すること。																																																																					
7	原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。																																																																					
8	原子力防災訓練の実施に関すること。																																																																					
9	事故状況等の把握及び通報連絡に関すること。																																																																					
10	警戒本部の設置・運営に関すること。																																																																					
11	宮城県災害対策本部の設置・運営に関すること。																																																																					
12	原子力災害合同対策協議会の運営への協力に関すること。																																																																					
13	自衛隊の派遣要請に関すること。																																																																					
14	住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。																																																																					
15	緊急時モニタリングに関すること。																																																																					
16	住民等の退避、避難及び立入制限並びに飲食物等の摂取制限等に関すること。																																																																					
事 務 又 は 業 務																																																																						
1	通信体制の整備・強化に関すること。																																																																					
2	防災対策資料の整備に関すること。																																																																					
3	防護資機材の整備に関すること。																																																																					
4	環境モニタリング設備・機器類の整備に関すること。																																																																					
5	被ばく医療設備等の整備に関すること。																																																																					
6	防災業務関係者に対する知識の普及及び啓発に関すること。																																																																					
7	原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。																																																																					
8	原子力防災訓練の実施に関すること。																																																																					
9	事故状況等の把握及び通報連絡に関すること。																																																																					
10	原子力災害警戒本部の設置・運営に関すること。																																																																					
11	宮城県災害対策本部の設置・運営に関すること。																																																																					
12	原子力災害合同対策協議会の運営への協力に関すること。																																																																					
13	自衛隊の派遣要請に関すること。																																																																					
14	住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。																																																																					
15	緊急時モニタリングに関すること。																																																																					
16	住民等の退避、避難及び立入制限並びに飲食物等の摂取制限等に関すること。																																																																					

現 行	修 正 案	備 考
<p>1 7 緊急輸送及び必需品の調達に関すること。 1 8 緊急時医療措置に関すること。 1 9 放射性汚染物の除去及び除染に関すること。 2 0 各種制限措置の解除に関すること。 2 1 損害賠償の請求等に必要な資料の作成に関すること。 2 2 関係市町の原子力防災対策に対する指示、指導及び助言に関すること。</p>	<p>1 7 緊急輸送及び必需品の調達に関すること。 1 8 <b>被ばく医療措置</b>に関すること。 1 9 放射性汚染物の除去及び除染に関すること。 2 0 各種制限措置の解除に関すること。 2 1 損害賠償の請求等に必要な資料の作成に関すること。 2 2 関係市町の原子力防災対策に対する指示、指導及び助言に関すること。</p>	<p>・記載の適正化 (指針の表現反映)</p>
<p>2 県警察本部 事務又は業務 1 防護対策を構ずべき区域及びその周辺地域の警備並びに交通規制に関すること。 2 住民等に対する広報及び避難等の誘導に関すること。 3 立入り等の制限措置及び解除に関すること。</p>	<p>2 <b>警察本部</b> 事務又は業務 1 防護対策を構ずべき区域及びその周辺地域の警備並びに交通規制に関すること。 2 住民等に対する広報及び避難等の誘導に関すること。 3 立入り等の制限措置及び解除に関すること。</p>	<p>・意見 No.32 反映</p>
<p>3 県教育委員会 事務又は業務 1 原子力発電所周辺に所在する公立学校に対する放射線等に係る知識の普及及び原子力防災に係る指導等に関すること。 2 公立学校児童生徒の安全対策に関すること。 3 退避等に係る公立学校施設の提供に関すること。</p>	<p>3 県教育委員会 事務又は業務 1 原子力発電所周辺に所在する公立学校に対する放射線等に係る知識の普及及び原子力防災に係る指導等に関すること。 2 公立学校児童生徒の安全対策に関すること。 3 退避等に係る公立学校施設の提供に関すること。</p>	
<p>4 関係市町 事務又は業務 1 通信連絡設備の整備に関すること。 2 防災対策資料の整備に関すること。 3 防護資機材の整備に関すること。 4 住民等に対する情報連絡設備の整備に関すること。 5 防災業務関係者に対する教育に関すること。 6 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。 7 原子力防災訓練の実施に関すること。 8 事故状況等の把握及び通報連絡に関すること。 9 災害対策本部の設置・運営に関すること。 1 0 原子力災害合同対策協議会の運営への協力及び同協議会における協議に関すること。</p>	<p>4 関係市町 事務又は業務 1 通信連絡設備の整備に関すること。 2 防災対策資料の整備に関すること。 3 防護資機材の整備に関すること。 4 住民等に対する情報連絡設備の整備に関すること。 5 防災業務関係者に対する教育に関すること。 6 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。 7 原子力防災訓練の実施に関すること。 8 事故状況等の把握及び通報連絡に関すること。 9 災害対策本部の設置・運営に関すること。 1 0 原子力災害合同対策協議会の運営への協力及び同協議会における協議に関すること。</p>	
<p>5 石巻地区広域行政事務組合消防本部、大崎地域広域行政事務組合消防本部、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部、登米市消防本部 事務又は業務 1 通信連絡設備の整備に関すること。 2 緊急時モニタリングに対する協力に関すること。 3 住民等の退避、避難及び立入制限並びに飲食物等の摂取制限等に関すること。 4 緊急輸送及び必需品の調達の関係に関すること。 5 緊急時医療活動に対する協力に関すること。 6 放射性汚染物の除去及び除染作業に対する協力に関すること。 7 各種制限措置等の解除に関すること。 8 損害賠償の請求等に必要な資料の作成に関すること。</p>	<p>5 石巻地区広域行政事務組合消防本部、大崎地域広域行政事務組合消防本部、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部、登米市消防本部 事務又は業務 1 通信連絡設備の整備に関すること。 2 緊急時モニタリングに対する協力に関すること。 3 住民等の退避、避難及び立入制限並びに飲食物等の摂取制限等に関すること。 4 緊急輸送及び必需品の調達の関係に関すること。 5 <b>被ばく医療活動</b>に対する協力に関すること。 6 放射性汚染物の除去及び除染作業に対する協力に関すること。 7 各種制限措置等の解除に関すること。 8 損害賠償の請求等に必要な資料の作成に関すること。</p>	<p>・記載の適正化 (指針の表現反映)</p>

現 行		修 正 案		備 考
事 務 又 は 業 務		事 務 又 は 業 務		
<ol style="list-style-type: none"> <li>住民等に対する広報に関すること。</li> <li>住民の避難等の誘導に関すること。</li> <li>一般傷病者の救急搬送に関すること。</li> <li>被ばく者の救急搬送に関すること。</li> <li>防護対策を講ずべき区域の消防対策に関すること。</li> <li>関係消防本部との連絡調整に関すること。</li> </ol>		<ol style="list-style-type: none"> <li>住民等に対する広報に関すること。</li> <li>住民の避難等の誘導に関すること。</li> <li>一般傷病者の救急搬送に関すること。</li> <li>被ばく者の救急搬送に関すること。</li> <li>防護対策を講ずべき区域の消防対策に関すること。</li> <li>関係消防本部との連絡調整に関すること。</li> </ol>		
6 指定地方行政機関		6 指定地方行政機関		
東北管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> <li>災害状況の把握と報告連絡に関すること。</li> <li>警察官及び災害関係装備品の受・支援調整に関すること。</li> <li>関係職員の派遣に関すること。</li> <li>関係機関等との連絡調整に関すること。</li> </ol>	東北管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> <li>災害状況の把握と報告連絡に関すること。</li> <li>警察官及び災害関係装備品の受・支援調整に関すること。</li> <li>関係職員の派遣に関すること。</li> <li>関係機関等との連絡調整に関すること。</li> </ol>	
東北財務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>民間金融機関等に対する金融上の措置要請に関すること。</li> <li>地方公共団体に対する災害融資に関すること。</li> <li>災害発生時における国有財産の無償貸付等に関すること。</li> <li>財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供に関すること。</li> </ol>	東北財務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>民間金融機関等に対する金融上の措置要請に関すること。</li> <li>地方公共団体に対する災害融資に関すること。</li> <li>災害発生時における国有財産の無償貸付等に関すること。</li> <li>財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供に関すること。</li> </ol>	
東北厚生局	<ol style="list-style-type: none"> <li>災害状況の情報収集と通報に関すること。</li> <li>関係職員の派遣に関すること。</li> <li>関係機関等との連絡調整に関すること。</li> </ol>	東北厚生局	<ol style="list-style-type: none"> <li>災害状況の情報収集と通報に関すること。</li> <li>関係職員の派遣に関すること。</li> <li>関係機関等との連絡調整に関すること。</li> </ol>	
東北農政局	<ol style="list-style-type: none"> <li>農作物、家畜等の汚染対策及び除染措置の指導に関すること。</li> <li>農業関係被害状況の収集及び報告に関すること。</li> <li>応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること。</li> </ol>	東北農政局	<ol style="list-style-type: none"> <li>農作物、家畜等の汚染対策及び除染措置の指導に関すること。</li> <li>農業関係被害状況の収集及び報告に関すること。</li> <li>応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>意見 No.7,8 反映</li> <li>意見 No.9 反映</li> </ul>
東北森林管理局 (追加)	林産物の汚染対策の指導に関すること。	東北森林管理局	林産物の汚染対策及び除染措置の指導に関すること。	
東北地方 環境事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>災害状況の把握と報告連絡に関すること。</li> <li>関係職員の派遣に関すること。</li> <li>関係機関等との連絡調整に関すること。</li> </ol>	東北地方 環境事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>災害状況の把握と報告連絡に関すること。</li> <li>関係職員の派遣に関すること。</li> <li>関係機関等との連絡調整に関すること。</li> </ol>	
東北運輸局	陸上・海上輸送機関との連絡調整に関すること。	東北運輸局	<ol style="list-style-type: none"> <li>交通施設等の被害、公共交通機関の運行(航)状況等に関する情報収集及び伝達に関すること。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>意見 No.15 反映</li> </ul>

現 行	修 正 案	備 考
<p>東京航空局仙台空港事務所 第二管区海上保安本部</p> <p>仙台管区气象台</p> <p>東北総合通信局 宮城労働局 東北地方整備局 東北防衛局</p> <p>1 原子力発電所上空の飛行規制に関すること。 2 緊急時における飛行場使用の総合調整に関すること。</p> <p>1 船舶に対する緊急通報並びに避難及び立入制限等の指示に関すること。 2 船舶に対する各種制限措置の解除に関すること。 3 海上の緊急時モニタリングに対する協力に関すること。</p> <p>気象等に関する警報・注意報並びに予報及び気象情報等の発表及び伝達に関すること。</p> <p>電気通信の確保及び非常通信の運用管理に関すること。 労働者の被ばく管理の監督指導に関すること。 一般国道指定区間の道路管理に関すること。</p> <p>1 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること。 2 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること。 3 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の關係地方公共団体への連絡に関すること。</p>	<p>東京航空局 仙台空港事務所 第二管区 海上保安本部</p> <p>仙台管区气象台</p> <p>東北総合通信局 宮城労働局 東北地方整備局 東北防衛局</p> <p>2 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関すること。</p> <p>1 原子力発電所上空の飛行規制に関すること。 2 緊急時における飛行場使用の総合調整に関すること。</p> <p>1 船舶に対する緊急通報並びに避難及び立入制限等の指示に関すること。 2 船舶に対する各種制限措置の解除に関すること。 3 海上の緊急時モニタリングに対する協力に関すること。</p> <p>1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 2 気象、地象（地震）にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への適時・的確な伝達に関すること。 3 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。</p> <p>電気通信の確保及び非常通信の運用管理に関すること。 労働者の被ばく管理の監督指導に関すること。 一般国道指定区間の道路管理に関すること。</p> <p>1 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること。 2 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること。 3 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の關係地方公共団体等への連絡に関すること。</p>	<p>・意見 No.11 反映</p>
<p>7 自衛隊</p> <p>機 関 名</p> <p>陸上自衛隊 東北方面総監部 第6師団 第22普通科連隊</p> <p>航空自衛隊 第4航空団</p> <p>海上自衛隊 横須賀地方総監部</p> <p>1 災害応急救援活動に関すること。 2 海上及び空からの緊急時に「キング」に対する協力に関すること。</p>	<p>7 自衛隊</p> <p>機 関 名</p> <p>陸上自衛隊 東北方面総監部 第6師団 第22普通科連隊</p> <p>航空自衛隊 第4航空団</p> <p>海上自衛隊 横須賀地方総監部</p> <p>1 災害応急救援活動に関すること。 2 海上及び空からの緊急時に「キング」に対する協力に関すること。</p>	

現 行		修 正 案		備 考
機 関 名	事 務 又 は 業 務	機 関 名	事 務 又 は 業 務	
8 指定公共機関		8 指定公共機関		
独立行政法人国立病院機構本館北海道東北ブロック事務所	国立病院機構における医療、助産、救護等の指示調整に関すること。	独立行政法人国立病院機構本館北海道東北ブロック事務所	国立病院機構における医療、助産、救護等の指示調整に関すること。	
東日本電信電話株式会社宮城支店	通信の確保に関すること。	東日本電信電話株式会社宮城支店	通信の確保に関すること。	・ 社号変更を反映
株式会社エス・ティ・ティ・ドコモ東北支社	通信の確保に関すること。	株式会社 <u>NTT ドコモ</u> 東北支社	通信の確保に関すること。	・ H25.10.1 に指定公共機関として指定されたことを受け反映
KDDI 株式会社東北総支社	通信の確保に関すること。	KDDI 株式会社東北総支社	通信の確保に関すること。	
日本赤十字社宮城県支部	1 医療救護 2 救援物資の備蓄及び配分 3 災害時の血液製剤の供給 4 義援金の受付 5 その他災害救護に必要な業務	<u>ソフコングレム株式会社</u> <u>ソフコングレム株式会社</u> 日本赤十字社宮城県支部	<u>通信の確保に関すること。</u> 1 医療救護に関すること。 2 救援物資の備蓄及び配分に関すること。 3 災害時の血液製剤の供給に関すること。 4 義援金の受付に関すること。 5 その他災害救護に必要な業務に関すること。	
日本放送協会仙台放送局	1 原子力防災に係る知識の普及に関すること。 2 災害情報及び各種指示等の伝達に関すること。	日本放送協会仙台放送局	1 原子力防災に係る知識の普及に関すること。 2 災害情報及び各種指示等の伝達に関すること。	・ 誤記修正 (指定地方公共機関から移動)
東日本旅客鉄道株式会社仙台支店	救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。	東日本旅客鉄道株式会社仙台支店	救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。	・ 記載の簡素化 ・ 指定公共機関の追加
東日本高速道路株式会社東北支社	高速道路の交通確保に関すること。	東日本高速道路株式会社東北支社	高速道路の交通確保に関すること。	
東北電力株式会社	(11 に記載)	日本貨物鉄道株式会社東北支社	<u>1 災害対策に必要な物資の輸送対策に関すること。</u> <u>2 災害時の応急輸送対策に関すること。</u> 高速道路の交通確保に関すること。	
		日本銀行仙台支店	災害時における通貨供給及び金融機能の維持に関する対策	

現 行		修 正 案		備 考								
9 指定地方公共機関	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東北放送株式会社 株式会社仙台台放送 株式会社 宮城テレビ放送 株式会社東日本放送 株式会社 エフエム仙台 社団法人宮城県医師会 社団法人 宮城県トラック 協会 宮城県道路公社 日本貨物鉄道株式会社 東北支社</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>原子力に係る知識の普及に関すること。</li> <li>災害情報及び各種指示等の伝達に関すること。</li> </ol>                       災害時における医療救護活動に関すること。                      災害時における緊急物資のトラック輸送確保に関すること。                      高規格道路の交通確保に関すること。  <ol style="list-style-type: none"> <li>災害対策に必要な物資の輸送対策</li> <li>災害時の応急輸送対策</li> </ol> </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務		東北放送株式会社 株式会社仙台台放送 株式会社 宮城テレビ放送 株式会社東日本放送 株式会社 エフエム仙台 社団法人宮城県医師会 社団法人 宮城県トラック 協会 宮城県道路公社 日本貨物鉄道株式会社 東北支社	<ol style="list-style-type: none"> <li>原子力に係る知識の普及に関すること。</li> <li>災害情報及び各種指示等の伝達に関すること。</li> </ol> 災害時における医療救護活動に関すること。 災害時における緊急物資のトラック輸送確保に関すること。 高規格道路の交通確保に関すること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>災害対策に必要な物資の輸送対策</li> <li>災害時の応急輸送対策</li> </ol>	9 指定地方公共機関	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東北放送株式会社 株式会社仙台台放送 株式会社 宮城テレビ放送 株式会社東日本放送 株式会社 エフエム仙台 社団法人宮城県医師会 社団法人 宮城県トラック 協会 宮城県道路公社</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>原子力に係る知識の普及に関すること。</li> <li>災害情報及び各種指示等の伝達に関すること。</li> </ol>                       災害時における医療救護活動に関すること。                      災害時における緊急物資のトラック輸送確保に関すること。                      高規格道路の交通確保に関すること。                 </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	東北放送株式会社 株式会社仙台台放送 株式会社 宮城テレビ放送 株式会社東日本放送 株式会社 エフエム仙台 社団法人宮城県医師会 社団法人 宮城県トラック 協会 宮城県道路公社	<ol style="list-style-type: none"> <li>原子力に係る知識の普及に関すること。</li> <li>災害情報及び各種指示等の伝達に関すること。</li> </ol> 災害時における医療救護活動に関すること。 災害時における緊急物資のトラック輸送確保に関すること。 高規格道路の交通確保に関すること。
機 関 名	事 務 又 は 業 務											
東北放送株式会社 株式会社仙台台放送 株式会社 宮城テレビ放送 株式会社東日本放送 株式会社 エフエム仙台 社団法人宮城県医師会 社団法人 宮城県トラック 協会 宮城県道路公社 日本貨物鉄道株式会社 東北支社	<ol style="list-style-type: none"> <li>原子力に係る知識の普及に関すること。</li> <li>災害情報及び各種指示等の伝達に関すること。</li> </ol> 災害時における医療救護活動に関すること。 災害時における緊急物資のトラック輸送確保に関すること。 高規格道路の交通確保に関すること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>災害対策に必要な物資の輸送対策</li> <li>災害時の応急輸送対策</li> </ol>											
機 関 名	事 務 又 は 業 務											
東北放送株式会社 株式会社仙台台放送 株式会社 宮城テレビ放送 株式会社東日本放送 株式会社 エフエム仙台 社団法人宮城県医師会 社団法人 宮城県トラック 協会 宮城県道路公社	<ol style="list-style-type: none"> <li>原子力に係る知識の普及に関すること。</li> <li>災害情報及び各種指示等の伝達に関すること。</li> </ol> 災害時における医療救護活動に関すること。 災害時における緊急物資のトラック輸送確保に関すること。 高規格道路の交通確保に関すること。											
10 公共的団体等	<p>漁業協同組合、農業協同組合等の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、原子力災害時には、県、関係市町及び防災関係機関が実施する防災対策活動に対し、積極的に協力するものとする。</p>	10 公共的団体等	<p>漁業協同組合、農業協同組合等の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、原子力災害時には、県、関係市町及び防災関係機関が実施する防災対策活動に対し、積極的に協力するものとする。</p>	<p>• 記載の適正化</p>								
11 東北電力株式会社	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>原子力施設の防災管理に関すること。</li> <li>関係機関に対する情報の提供に関すること。</li> <li>従業員等に対する教育・訓練に関すること。</li> <li>放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること。</li> <li>通信連絡設備の整備に関すること。</li> <li>緊急時モニタリングに関すること。</li> <li>県、関係市町及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること。</li> </ol> </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務		<ol style="list-style-type: none"> <li>原子力施設の防災管理に関すること。</li> <li>関係機関に対する情報の提供に関すること。</li> <li>従業員等に対する教育・訓練に関すること。</li> <li>放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること。</li> <li>通信連絡設備の整備に関すること。</li> <li>緊急時モニタリングに関すること。</li> <li>県、関係市町及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること。</li> </ol>	11 東北電力株式会社（指定公共機関）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>原子力施設の防災管理に関すること。</li> <li>関係機関に対する情報の提供に関すること。</li> <li>従業員等に対する教育・訓練に関すること。</li> <li>放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること。</li> <li>通信連絡設備の整備に関すること。</li> <li>緊急時モニタリングに関すること。</li> <li>県、関係市町及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること。</li> </ol> </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務		<ol style="list-style-type: none"> <li>原子力施設の防災管理に関すること。</li> <li>関係機関に対する情報の提供に関すること。</li> <li>従業員等に対する教育・訓練に関すること。</li> <li>放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること。</li> <li>通信連絡設備の整備に関すること。</li> <li>緊急時モニタリングに関すること。</li> <li>県、関係市町及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること。</li> </ol>	<p>• 記載の適正化</p>
機 関 名	事 務 又 は 業 務											
	<ol style="list-style-type: none"> <li>原子力施設の防災管理に関すること。</li> <li>関係機関に対する情報の提供に関すること。</li> <li>従業員等に対する教育・訓練に関すること。</li> <li>放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること。</li> <li>通信連絡設備の整備に関すること。</li> <li>緊急時モニタリングに関すること。</li> <li>県、関係市町及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること。</li> </ol>											
機 関 名	事 務 又 は 業 務											
	<ol style="list-style-type: none"> <li>原子力施設の防災管理に関すること。</li> <li>関係機関に対する情報の提供に関すること。</li> <li>従業員等に対する教育・訓練に関すること。</li> <li>放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること。</li> <li>通信連絡設備の整備に関すること。</li> <li>緊急時モニタリングに関すること。</li> <li>県、関係市町及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること。</li> </ol>											

現 行	修 正 案	備 考
<p><b>第7節 関係機関による応援協力</b></p> <p>原子力防災対策は、一般的な災害に共通又は類似する対策に加えて、その対策に当たって高度かつ専門的な知識を必要とすることから、国の対策と併せて、国の技術的助言、専門家の派遣、機器等の動員等全面的な応援協力を得るほか、防災関係機関等相互の<u>広域にわたる</u>応援協力体制の確立を図るものとする。</p> <p>関係機関による応援協力体制（資料1-7-1）参照</p> <p><b>第8節 原子力防災体制等の整備</b></p> <p>県は、宮城県防災会議に原子力防災部会を設置し、宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕を検討するとともに、原子力防災対策の整備推進及び緊急時における効果的な<u>緊急対策の実施</u>に関して同部会の学識経験者など専門家から助言を得るものとする。</p> <p>宮城県防災会議原子力防災部会要綱（資料1-8-1）参照</p>	<p><b>第7節 関係機関による応援協力</b></p> <p>原子力防災対策は、一般的な災害に共通又は類似する対策に加えて、その対策に当たって高度かつ専門的な知識を必要とすることから、国の対策と併せて、国の技術的助言、専門家の派遣、機器等の動員等全面的な応援協力を得るほか、防災関係機関等相互の<u>応援協力体制の確立</u>を図るものとする。</p> <p>関係機関による応援協力体制（資料1-7-1）参照</p> <p><b>第8節 原子力防災体制等の整備</b></p> <p>県は、宮城県防災会議に原子力防災部会を設置し、宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕を検討するとともに、原子力防災対策の整備推進及び緊急時における効果的な<u>緊急対策の実施</u>に関して同部会の学識経験者など専門家から助言を得るものとする。</p> <p>宮城県防災会議原子力防災部会要綱（資料1-8-1）参照</p>	<p>・記載の適正化</p>